

1. 一般会員規則

第一章 総 則

- 第1条 本会は、春日部市テニス協会（以下「本会」という）と称する。
- 第2条 本会は、春日部市内の所属テニスクラブ(同好会、営業クラブ、会社、学校等のクラブ「以下テニスクラブという」)を統括し、市民の健康増進、硬式テニスの普及発展及びテニス愛好者の育成並びに会員相互の親睦を図り、スポーツマンシップの高揚に資することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- ①事業計画に基づくテニス大会の開催
 - ②埼玉県テニス大会及び埼玉県東部郡市テニス大会への選手推薦
 - ③春日部市並びに春日部市スポーツ協会の事業への参加及び協力
 - ④その他本会の目的達成に必要な諸事業
- 第4条 本会は、春日部市内テニスクラブの所轄団体として関東テニス協会、埼玉県テニス協会、埼玉県東部郡市テニス協議会、春日部市スポーツ協会に加盟し、日本テニス協会、日本体育協会の傘下に位置する。
- 第5条 本会の事務所は、会長の指定するところに置く。

第二章 会 員

- 第6条 本会は、次の会員をもって組織する。
- ①会員は、別に定めるクラブ単位の年会費を納めた所属クラブ員で、所属クラブ単位ごとに本会に登録を済ませた者とする。
 - ②特別会員（本会クラブ員以外で春日部市に在住し、特別優秀な成績を修めている者を会長推薦により会員として認めることがある）
- 第7条 ①本会に入会しようとする者は、各所属クラブを通じ入会申込書により申し込み、また、退会しようとする者は同様に退会届けをもって届け出るものとする。
- ②会員にして本会則に違反するか又は本会の対面を傷つけた行為ありと認めるときは、常務理事会の決議により除名する事ができる。
- 第8条 会員は、別に定める年会費を所属クラブを通じ、別途細則の定めるところにより、納入するものとする。

第三章 役 員

- 第9条 本会に次の役員を置く、任期は2年とし、重任、再任を妨げない。
ただし、再任の任期は1年としその後の再任を妨げない。
- ①会長 1名 ②副会長 若干名 ③理事長 1名 ④副理事長 若干名 ⑤常務理事 若干名⑥会計 2名 ⑦会計監事 2名 ⑧専任理事 若干名 ⑨理事 各クラブ 1名 ⑩他に名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。
- 第10条 ①会長、副会長は、総会で推挙し、総会で選任する。
- ②会長は本会を代表し、会務を統理して、総会の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- ③会長、副会長は常務理事の資格を有する。
- 第11条 ①理事長、副理事長、常務理事は会長の推挙により、総会で選任する。
- ②会計監事は常務理事会の推挙により総会で選任する。
- ③会計は常務理事の中から会長の推薦により、常務理事会で選任し、総会に報告する。
- ④専任理事は、常務理事会で推挙して承認を得てから会長が委嘱する

⑤理事は各クラブの推薦により、会長が委嘱する。

⑥理事長、副理事長は常務理事の資格を有する。

第12条 ①理事長は常務理事会を組織し議長となり、総会の決議事項を執行し、且つ会務を処理する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。

②常務理事は定められた担当事項を執行し、総会に報告する。

③会計は本会の会計事務を遂行し、総会に会計報告を行う。

④会計監事は本会会計を監査し、総会に監査報告を行う。

⑤専任理事は、定められた専任事項を執行するための権限を有し、責任をもって職務を遂行し、担当の常務理事に報告する。

⑥理事は各クラブの状況、意見を掌握し、総会に出席して意見を述べるとともに議案を審議するものとする。

第13条 ①名誉会長、顧問、相談役は常務理事会で推挙し、会長が委嘱する。

②名誉会長、顧問、相談役は招聘により、総会、常務理事会に出席して諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 ①各役員の役務分担は、別に定めるところによる。

②役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

③役員の補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

第15条 ①本会の所定の会議は、定時（臨時）総会、常務理事会及び四役会とする。

また、必要に応じて会長の承認を得てその他の会議を開催することが出来る。

②総会は第9条に定める役員をもって組織する。

③常務理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事をもって組織する。

④四役会は会長、副会長、理事長、副理事長をもって組織する。

第16条 ①総会は会長が招集し、その目的、日時、場所を書面でもって通知するものとする。

ただし、Eメールで通知することもできる。

②総会は第9条に定める役員の過半数の出席をもって成立する。

③総会の議事は出席役員の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

④クラブ理事は都合により総会に出席できない場合は、同じクラブの会員を代理人として委任し、決議に参加することができる。

⑤総会が緊急事態によって開催できない場合は、書面により③に準じて決議が出来るものとする。

第17条 ①常務理事会は理事長が招集し、原則として書面をもって通知する。

②常務理事会は構成員の過半数の出席をもって成立する。

③常務理事会の議事は、出席役員の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

④常務理事会は総会以外の会務の執行に必要な事項及び緊急事項を審議し、これを執行する。

第18条 ①四役会は構成メンバーが等しく発言権を有する。

②四役会は四役参集に代えて、持ち回り会議とすることができる。

③四役会の案件は四役の同意をもって決する。異議が生じた場合は会長がこれを決する。

④四役会は会務執行に必要な緊急事項やその他の緊急事項を審議してこれを執行する。これを次回常務理事会に事後報告して承認を得る。

第19条 定時総会は毎年1回4月に開催し、次の議案を審議する。

①予算及び決算

②事業計画及び会務事務報告

③本則で規定した事項及びその他必要事項

第20条 ①臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は5分の1以上の役員から要請があったとき開催する。

②常務理事会は理事長・副理事長が協議し、必要と認めたとき、又は構成員の5分の1以上の役員から要請があったとき開催する。

第五章 会 計

第21条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- ①年会費
- ②助成金
- ③事業収入
- ④その他の収入

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第23条 予算は、会計年度の初めに総会で承認を得て決定する。

決算は、会計年度の終了後会計監事の監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

付 則

- ① 本会則は総会の決議がなければ変更することができない。
- ② 本会則の執行に必要な細則は常務理事会で別に定める。
- ③ 本会則は平成18年4月1日より実施する。
- ④ 平成19年4月15日本会則の一部改定する。
- ⑤ 平成21年4月12日本会則の一部改定する。
- ⑥ 平成22年4月11日本会則の一部改定する。
- ⑦ 平成24年4月8日本会則の一部改定する。
- ⑧ 平成25年4月7日本会則の一部を改定する。
- ⑨ 平成29年4月9日本会則の一部を改定する。
- ⑩ 令和2年4月1日本会則の一部を改定する。